

課税の繰り延べ

目次

1. 課税の繰り延べと優遇措置Bの適用（増税も減税もない場合）
2. 課税の繰り延べと優遇措置Aの適用（減税になる場合）
3. 課税の繰り延べと優遇措置Aの適用（増税になる場合）

1. 課税の繰り延べと優遇措置Bの適用（増税も減税もない場合）

【具体例】

- ・ベンチャー企業の発行株式を株主が 1,000 万円で取得
- ・株主に他の株式等譲渡益が 8 百万円発生
- ・翌年に当該株式を株主が 1,500 万円で売却
- ・申告分離課税のうち所得税率は 15%

<ケース 1> 優遇措置Bの適用を受けない場合

- ・他の株式等譲渡益に対する課税（所得税）
 $8 \text{ 百万円} \times 15\% = 120 \text{ 万円}$
- ・株式売却に対する課税（所得税）
 $(\text{売却価格 } 1,500 \text{ 万円} - \text{原始取得価格 } 1,000 \text{ 万円}) \times 15\% = 75 \text{ 万円}$

<ケース 2> 優遇措置Bの適用を受ける場合

- ・他の株式等譲渡益に対する課税（所得税）
 $(\text{他の株式等譲渡益 } 8 \text{ 百万円} - \text{控除額 } 8 \text{ 百万円}) \times 15\% = 0 \text{ 円}$
- ・株式売却に対する課税（所得税）
修正取得価格：原始取得価格 1,000 万円 - 控除額 800 万円 = 200 万円
課税額： $(\text{売却価格 } 1,500 \text{ 万円} - \text{修正取得価格 } 200 \text{ 万円}) \times 15\% = 195 \text{ 万円}$

<考え方>

株式取得時の優遇措置Bを受けない場合には、株式取得年度に 120 万円課税され、株式売却年度に 75 万円課税されます。合計 195 万円。

一方、株式取得時の優遇措置Bを受ける場合には、株式取得年度には課税されませんが、株式売却年度に 195 万円課税されます。これは **120 万円の税金の支払いを株式取得年度から株式売却年度に繰り延べたという「課税の繰り延べ」が行われただけに過ぎず、株主にとって減税効果はないこと**になります。

つまり、取得した株式を売却しない場合もしくは売却しても譲渡損失が発生する場合には課税の繰り延べは生じないため減税効果がありますが、**取得した株式を売却し譲渡益が生ずる場合には課税の繰り延べとなるだけで、減税効果はなくなる**のです。

このように、株式取得時における他の株式等譲渡益と、株式売却時におけるベンチャー企業に対する株式の譲渡益は、どちらも申告分離課税の対象となり、どちらも所得税率 15%が適用されるため、**優遇措置 B を適用する場合には、最終的に 15%部分についての所得税の支払いを株式取得時から株式売却時に先送りするという課税の繰り延べが行われた**だけであり、増税も減税もないこととなります。

2. 課税の繰り延べと優遇措置 A の適用（減税になる場合）

【具体例】

- ・ベンチャー企業の株式を 100 万円で取得
- ・翌年に当該株式を 300 万円で売却
- ・なお、寄付金控除の際の 2 千円は軽微なので、ここでは計算上ゼロとして扱います。

<ケース 1 >

- ・株式取得時の株主 X の総所得は 4,000 万円
 - ・株式取得時の株主 X の所得税率は 45%
 - ・株式売却時の申告分離課税の所得税率は 15%
 - ・株主 X は優遇措置 A の適用を受ける
- ・株式取得時の優遇措置 A の適用を受けると、 $100 \text{ 万円} \times 45\% = 45 \text{ 万円}$ の所得税が減少します。
- ・株式を売却する際、修正取得価格は原始取得価格 100 万円 - 控除額 100 万円 = 0 円となります。
- この結果、株式売却時における申告分離課税の所得税の支払額は（売却価格 300 万円 - 修正取得価格 0 円） $\times 15\% = 45 \text{ 万円}$ となります。

<考え方>

<ケース 1 >において、株式取得時の優遇措置 A の適用を受けないと、納める所得税額（ここでは基礎控除などは省略しております。）は、総所得 4,000 万円 \times 所得税率 45% = 1,800 万円となります。

これに対して、優遇措置Aの適用を受けますと、納める所得税額は、（総所得 4,000 万円-株式投資額 100 万円）×所得税率 45%=1,755 万円となります。

優遇措置Aの適用を受けると、1,800 万円-1,755 万円=45 万円の減税となります。この減税額 45 万円は、株式投資額 100 万円×所得税率 45%=45 万円と計算することもできます。

しかし、株式投資をした株式をその後において売却すると、次のような問題が生じます。

まず、「株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていない場合」には、取得価格の修正を行わないので、株式譲渡益は、株式売却価格 300 万円-株式の原始取得価格 100 万円=200 万円と計算されます。この結果、申告分離課税の所得税額は、株式譲渡益 200 万円×申告分離課税の所得税率 15%=30 万円となります。このように「株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていない場合」には、株式取得時の減税額が 0 円、株式売却時の納付所得税額が 30 万円となるため、株式取得時と株式売却時を通算すると最終的に納める所得税額は 30 万円となります。

これに対して、「株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていた場合」には、取得価格の修正を行うので、株式譲渡益は、株式売却価格 300 万円-（株式の原始取得価格 100 万円-優遇措置Aの適用控除額 100 万円）=300 万円と計算されます。この結果、株式売却時における申告分離課税の所得税額は、株式譲渡益 300 万円×申告分離課税の所得税率 15%=45 万円となります。このように「株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていた場合」には、株式取得時の減税額が 45 万円、株式売却時の納付所得税額が 45 万円となるため、株式取得時と株式売却時を通算すると最終的に納める所得税額は 0 円となります。

このように株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていると、株式売却時の納付所得税額は、優遇措置Aの適用を受けた場合の納付所得税額 45 万円と優遇措置Aの適用を受けていない場合の納付所得税額 30 万円の差額分の 15 万円増加します。これは、株式取得時の優遇措置Aの所得税の減税額 45 万円（所得税率 45%で計算）のうち、15 万円（申告分離課税の所得税率 15%で計算）が株式売却時の納付所得税額の増加になったことを意味します。つまり、**所得税率 15%部分については、株式取得時に納付する所得税を株式売却時に繰り延べたという「課税の繰り延べ」が行われただけで、最終的に所得税率 15%部分については減税にも増税にもなっておりません。**

しかし、株式取得時の優遇措置Aの適用においては所得税率 45%を用いて減税額 45 万円を計算したのに対し、株式売却時の場合には申告分離課税の所得税 15%を用いて納付する所得税 15 万円を計算したため、減税となる所得税率 45%と課税の繰り延べとなる所得税率 15%の差の 30%に相当する所得税額の 30 万円が最終的に減税になっております。

結論として、ある株主の株式取得時の所得税率が株式売却時の申告分離課税の所得税率 15%を超える場合には、優遇措置Aの適用を受けると、最終的に 15%を超える部分については減税になるのです。

3. 課税の繰り延べと優遇措置Aの適用（増税になる場合）

<ケース2>

- ・株式取得時の株主Yの総所得は 160 万円
 - ・株式取得時の株主Yの所得税率は 5%
 - ・株式売却時の申告分離課税の所得税率は 15%
 - ・株主Yは優遇措置Aの適用を受ける
- ・株式取得時の優遇措置Aの適用を受けると、100 万円×5%=5 万円の所得税が減少します。
- ・株式を売却する際、修正取得価格は原始取得価格 100 万円-控除額 100 万円=0 円となります。
- この結果、申告分離課税の所得税の支払額は（売却価格 300 万円-修正取得価格 0 円）×15%=45 万円となります。

<考え方>

<ケース2>においては、株式取得時の優遇措置Aの適用を受けないと、納める所得税額は、総所得 160 万円×所得税率 5%=8 万円となります。

これに対して、優遇措置Aの適用を受けると、納める所得税額は、（総所得 160 万円-株式投資額 100 万円）×所得税率 5%=3 万円となります。

優遇措置Aの適用を受けると、8 万円-3 万円=5 万円の減税となります。この減税額 5 万円は、株式投資額 100 万円×所得税率 5%=5 万円と計算することもできます。

しかし、株式投資をした株式をその後において売却すると、次のような問題が生じます。

まず、「株式取得時の優遇措置Aの適用を受けていない場合」には、取得

価格の修正を行わないので、株式譲渡益は、株式売却価格 300 万円-株式の原始取得価格 100 万円=200 万円と計算されます。この結果、申告分離課税の所得税額は、株式譲渡益 200 万円×申告分離課税の所得税率 15%=30 万円となります。このように、「株式取得時の優遇措置 A の適用を受けていない場合」には、株式取得時の減税額が 0 円、株式売却時の納付所得税額が 30 万円となるため、株式取得時と株式売却時を通算すると最終的に納める所得税額は 30 万円となります。

これに対して、「株式取得時の優遇措置 A の適用を受けていた場合」には、取得価格の修正を行うので、株式譲渡益は、株式売却価格 300 万円-（株式の原始取得価格 100 万円-優遇措置 A の適用控除額 100 万円）=300 万円と計算されます。この結果、株式売却時における申告分離課税の所得税額は、株式譲渡益 300 万円×申告分離課税の所得税率 15%=45 万円となります。このように、「株式取得時の優遇措置 A の適用を受けていた場合」には、株式取得時の減税額が 5 万円、株式売却時の納付所得税額が 45 万円となるため、株式取得時と株式売却時を通算すると最終的に納める所得税額は 40 万円となります。

このように株式取得時の優遇措置 A の適用を受けていると、最終的な納付所得税額は、優遇措置 A の適用を受けた場合の最終的な納付所得税額 40 万円（=45 万円-5 万円）と優遇措置 A の適用を受けていない場合の最終的な納付所得税額 30 万円の差額分の 10 万円増加します。これは、**株式取得時の優遇措置 A の所得税の減税額を計算する際に用いた所得税率が 5%であったのに対し、株式売却時の納付所得税額を計算する際に用いた所得税率が 15%であるため、差額の 10%分の所得税 10 万円については、最終的に納める所得税額が増加してしまったからです。**

つまり、株式取得時の優遇措置 A の適用を受けると所得税率 5%の税金が減少しますが、この 5%分の税金は株式取得時の納付所得税額を株式売却時に繰り延べたという「課税の繰り延べ」が行われただけで、最終的に所得税率 5%部分については増税にも減税にもなっておりません。しかし、株式売却時の申告分離課税の所得税率 15%と株式取得時の株主 Y の所得税率 5%の差である 10%部分の所得税（10 万円）については、優遇措置 A の適用を受けると最終的に却って増税になってしまうのです。

結論として、**ある株主の株式取得時の所得税率が株式売却時の申告分離課税の所得税率 15%を下回る場合には、優遇措置 A の適用を受けると、最終的に 15%を下回る部分（課税の繰り延べ部分を除く）については増税になるのです。**